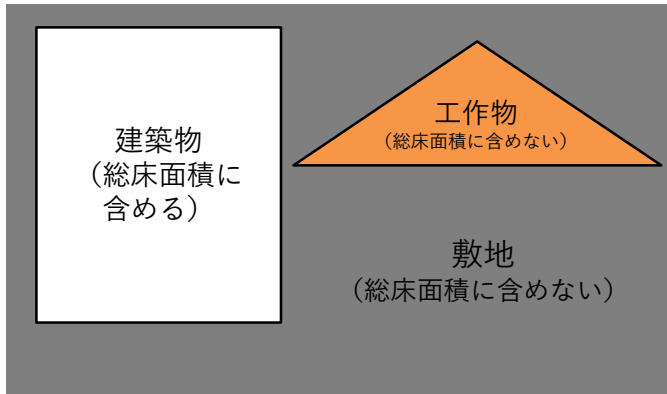


時短要請対象の大規模集客施設か否かの考え方(総床面積の考え方)

(注:協力金の算定に係る面積の考え方ではありません)

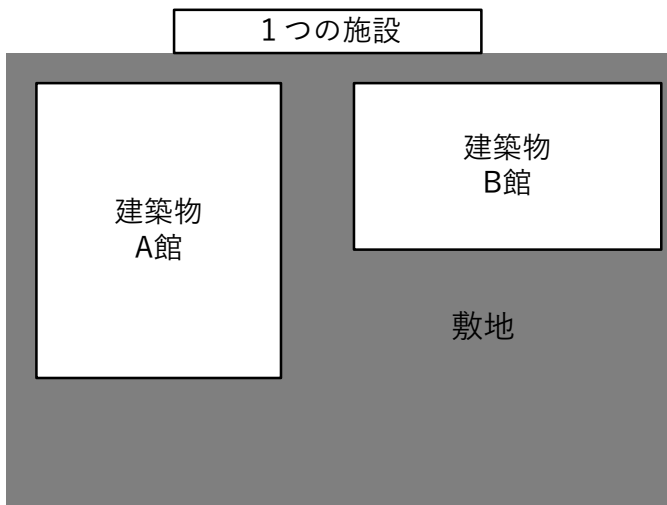


【基本的な考え方】

時短協力要請対象である施設に所在する建築物において、事務スペース等の売場面積以外にも含んだ総床面積が、

1,000㎡超 → 時短要請対象
1,000㎡以下 → 時短要請対象外

※協力金算定に係る面積ではないことに注意



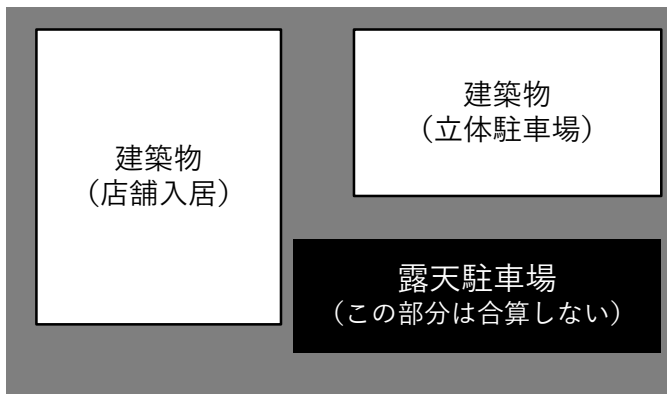
【1つの施設における敷地内に複数建築物がある場合】

それらの建築物の床面積を合計して

1,000㎡超 → 時短要請対象
1,000㎡以下 → 時短要請対象外

※1つの施設敷地内に複数の建築物が存在する場合であっても、異なる複数の施設であると考えられる場合にはこの限りではない。

<左の例の場合>
同一敷地内でA館とB館がある場合、各館の床面積を合計する。

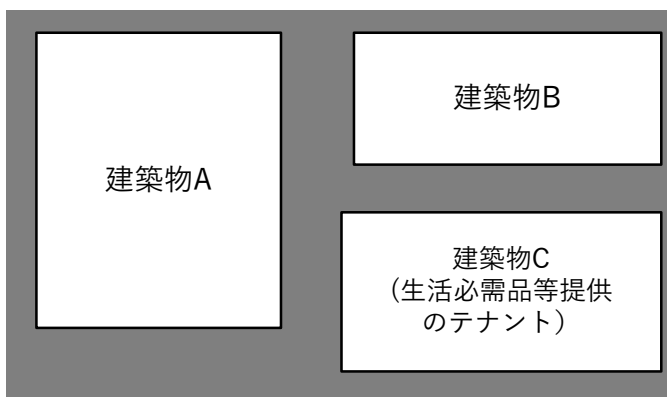


【同一の敷地内に駐車場がある場合】

立体駐車場の場合：建築物として合算
「店舗入居の建築物 + 立体駐車場」が

1,000㎡超 → 時短要請対象
1,000㎡以下 → 時短要請対象外

※露天駐車場は合算しない

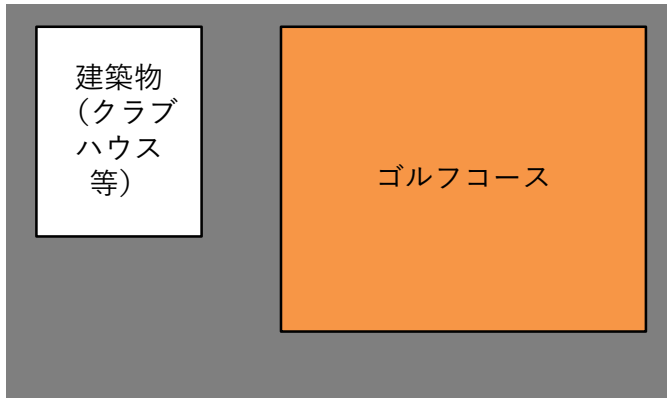


【施設管理者が存在するショッピングモール、アウトレットモールなど】

それぞれの建築物の床面積を合算し (A + B + C)、

1,000㎡超 → 時短要請対象
1,000㎡以下 → 時短要請対象外

ただし、生活必需品・サービスを提供するテナントは、時短要請の制限はかからない (営業可)



【ゴルフコース】

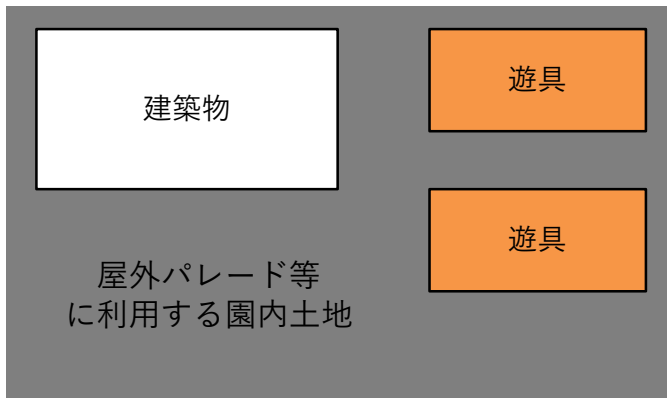
建築物（クラブハウス等）の床面積が

1,000㎡超 → 時短要請対象

1,000㎡以下 → 時短要請対象外

※コースの面積は含まれない

ただし、時短要請の対象はゴルフ場全体
(クラブハウス等の建築物、ゴルフコース)と
なる



【テーマパーク・遊園地】

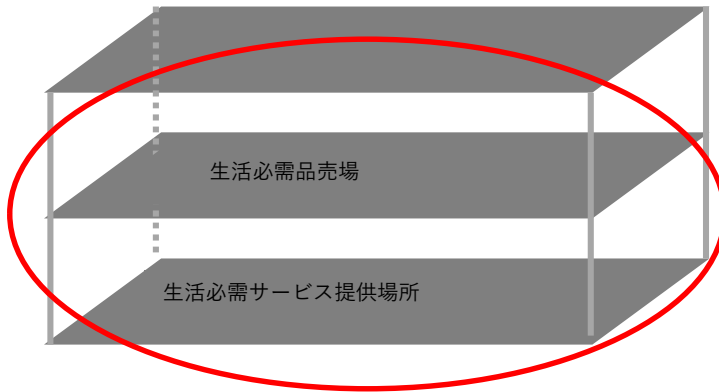
建築物の床面積が

1,000㎡超 → 時短要請対象

1,000㎡以下 → 時短要請対象外

※園内土地の面積は含まれない

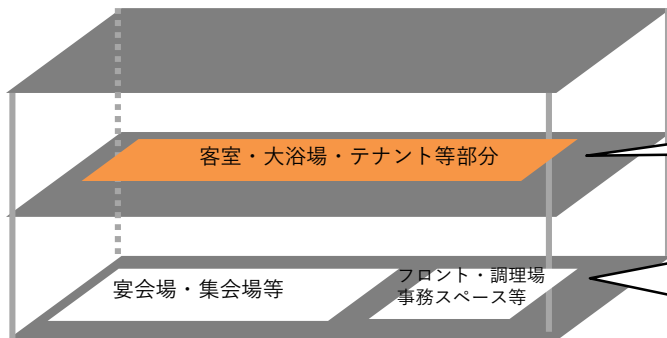
ただし、時短要請の対象は全体（建築物、遊
具・アトラクション、園内土地）となる。



**【百貨店やマーケット等の施設において、
施設管理者が存在し複数のテナントが入居
する店舗】**

管理対象である店舗全体が時短要請対象

※要請対象施設かどうかを判断する場合は、生活必需
品売場や生活必需サービス提供場所も含んで考えるが、
時短要請そのものについては生活必需・サービス以外
について行うものであることから、生活必需関連部分
が営業することは差し支えない



**【ホテル・旅館の集会の用に供する部分
に関して】**

客室、大浴場、テナント店等の床面積は合算し
ない

集会場・宴会場等として機能する
うえで必要な個所の床面積を合計
する。

※ロビー、移動通路、控室、フロン
ト・調理場等の事務スペースを合算

1,000㎡超
なら時短要
請対象